

2026年度〔令和8年度〕履修モデル別科目表

1 講義科目

	科 目 名	単位数	履修可能 最低年次	司法	行政	企業・ 国際	
基礎法学	法 哲 学	4	2	◎	◎	◎	
	法 社 会 学	4	3	◎	◎	◎	
	日 本 法 制 史	4	2	★	◎	◇	
	日 本 近 代 法 制 史	4	3	◇	◎	◇	
	東 洋 法 制 史	4	3	◇	◇	◇	
	西 洋 法 制 史	4	2	◎	◎	◇	
	ロ ー マ 法	4	3	◎	◇	◇	
	英 米 法	4	3	★	◇	◎	
	ド イ ツ 法	4	3	◎	◎	◎	
	フ ラ ン ス 法	4	3	◎	◇	◎	
ア ジ ア 法 (中 国 法)	4	3	◎	◇	◎		
公法	憲 法	1	4	2	★	★	★
	憲 法	2	2	2	★	★	◎
	行 政 法	1	4	2	★	★	◎
	行 政 法	2	4	3	★	★	◎
	租 税 法	1	2	3	◇	◇	◇
	租 税 法	2	2	3	◇	◇	◇
	国 際 法 A	2	2	2	◇	◇	★
	国 際 法 B (International Law B)	2	2	2	◇	◇	★
	国 際 組 織 法	4	2	2	◇	◇	◎
	国 際 経 済 法	2	3	2	◇	◇	◎
	刑 法 第 1 部 (総 論)	4	2	2	★	★	◎
	刑 法 第 2 部 (各 論)	4	2	2	★	◎	◎
	刑 事 訴 訟 法	4	2	2	★	★	◎
刑 事 政 策	2	2	2	◎	◎	◇	
私法	民 法 第 1 部 (総 則)	4	1	2	★	★	★
	民 法 第 2 部 (物 権)	4	3	2	◎	◎	◎
	民法第3部(債権総論)	4	2	2	◎	◎	◎
	民法第4部(債権各論)	4	2	2	★	★	★
	民法第5部(親族・相続)	2	2	2	◎	◎	◎
	商 法 第 1 部 (総 則 ・ 商 行 為)	2	3	2	◎	◇	◎
	商 法 第 2 部 (会 社)	4	2	2	★	◎	★
	商 法 第 3 部 (金 融)	2	3	2	◎	◇	◎
	金 融 商 品 取 引 法	2	3	2	◎	◇	◎
	民 事 訴 訟 法	4	3	2	★	◎	★
	民 事 執 行 ・ 保 全 法	2	3	2	◎	◇	◇
	倒 産 法	2	3	2	◇	◇	◎
	国 際 私 法	2	3	2	◎	◇	◎
	知 的 財 産 法	2	3	2	◇	◎	◎
社会法	労 働 法	4	3	2	◎	◎	★
	社 会 保 障 法	4	3	2	◇	★	◎
	経 済 法	2	3	2	◎	◎	◎

	科目名	単位数	履修可能 最低年次	司法	行政	企業・ 国際
政治・ 行政学	政 治 学	4	2	◎	★	★
	比 較 政 治 学 1	2	2	◇	◇	◎
	比 較 政 治 学 2	2	2	◇	◇	◎
	政 治 過 程 論	4	3	◇	◎	◇
	政 治 学 史	4	2	◎	★	◎
	日 本 政 治 外 交 史	4	3	◇	◎	◎
	欧 州 政 治 外 交 史	4	2	◇	◎	★
	国 際 政 治 1 A	2	2	◇	◎	★
	国 際 政 治 1 B	2	2	◇	◎	★
	国 際 政 治 2	2	3	◇	◎	★
共通	行 政 学	4	2	◎	★	◎
	公 共 政 策 論	4	3	◇	◎	◎
	法 学 の 基 礎	2	1・編3※	★	★	★
	法 曹 実 務 入 門	2	1	◎	◎	◎
	政 治 学 概 論	2	1・編3※	★	★	★
	法 学 政 治 学 計 量 分 析	2	3	◇	◇	◇
	法 曹 発 展 科 目	2	3	◇	◇	◇
	法 学 特 講	2	3	◇	◇	◇
	政 治 学 特 講	2	3	◇	◇	◇

2 演習系科目

法 政 2 年 次 演 習	2	2※	◇	◇	◇
法 曹 養 成 基 礎 演 習	1	2	◎	◇	◇
専 門 演 習	2	2	★	★	★
専 門 発 展 演 習	2	3	◇	◇	◇
演 習 論 文	2	3	◇	◇	◇

履修最低可能年次の「※」は、該当する年次の学生のみ履修できることを表す。

★ 基本科目:それぞれの履修モデルを選択した者
全てが履修することが期待される科目

◎ 標準科目:それぞれの履修モデルの要となる科目

◇ 展開科目:幅広く学問的知識を身につけるための
必要な科目

各履修モデルにおいて基本科目の履修を第1とし、標準科目、展開科目へと順次修得することが望ましい。